

委託役務業務（測量・建設コンサルタント等業務を除く）の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和3年1月
大阪府総務部契約局

委託役務業務における再委託等について（お知らせ）

大阪府が締結する委託役務業務の契約において、契約の相手方（以下「受注者」という。）が第三者に業務を委任し又は請け負わせる場合（以下「再委託」という。）及び再委託されたものがさらに他の第三者に委任し又は請け負わせる場合（以下「再々委託」という。）の承認基準等についてお知らせします。

（再委託等の禁止）

大阪府が締結する委託役務業務の契約の履行に当たり、受注者は、原則、再委託等してはならないこととなっており、再委託等する場合は、あらかじめ、書面をもって、事業を所管する部局長等又は予算執行機関の長（以下「発注者」という。）に通知し、承認を得なければならない。

（再委託の承認）

○発注者は、原則として、次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することができる。

- ・業務の主要な部分を再委託すること
- ・契約金額の相当部分を再委託すること
- ・同案件の競争入札における他の入札参加者に再委託すること

（再々委託の承認）

○再委託の承認に準用する。

○再々委託された者が、更に他の第三者に委任し又は請け負わせることは認めない。

【参考】

委託役務／共通／「契約書」

（再委託等の禁止）

受注者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

(参考書式)

年 月 日

部局長等又は予算執行機関の長 宛て

所在地
商号又は名称
代表者

受託者

(契約件名) の再委託 (再々委託) について

年 月 日付けで締結した標記契約第〇条の規定により、再委託 (再々委託) について承認を得たく、下記のとおり通知します。

記

- (1) 再委託 (再々委託) の相手方の所在地・商号又は名称・代表者名
- (2) 再委託 (再々委託) の金額
- (3) 再委託 (再々委託) をする業務
- (4) 再委託 (再々委託) の期間 年 月 日～ 年 月 日
- (5) 再委託 (再々委託) する理由

注1：再委託 (再々委託) を認める必要事項は、次のいずれにも該当せず発注者がやむを得ないと認める場合

- 業務の主要な部分を再委託すること
- 契約金額の相当部分を再委託すること
- 競争入札における他の入札参加者に再委託すること

注2：必要に応じ、参考資料を添付すること。

注3：再々委託の場合は、再受託者も示すこと。